

平成20年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成20年9月17日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成20年9月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成20年度三蒲漁港整備工事」)
- 日程第2 認定第1号 平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第4号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第5号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第6号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第7号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第8号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第9号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第10号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第10号 周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第11号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第14 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第15 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第16 議案第3号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第17 議案第4号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第18 議案第5号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第19 議案第6号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第20 議案第7号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第21 議案第8号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第22 議案第9号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第23 議案第19号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第24 議案第20号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 発議第1号 周防大島町議会会議規則の一部改正について
- 日程第26 発議第2号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第27 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成20年度三浦漁港整備工事」)
- 日程第2 認定第1号 平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第4 認定第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第4号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第5号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第6号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第7号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第8号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第9号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第10号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第10号 周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第11号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第15 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第16 議案第3号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第17 議案第4号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第18 議案第5号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第19 議案第6号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第20 議案第7号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・採決)

- 日程第21 議案第 8 号 平成 2 0 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 日程第22 議案第 9 号 平成 2 0 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 日程第23 議案第19号 平成 2 0 年度周防大島町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第24 議案第20号 平成 2 0 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第25 発議第 1 号 周防大島町議会議規則の一部改正について
- 日程第26 発議第 2 号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第27 発議第 3 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員 (24 名)

1 番 安本 貞敏君	2 番 伊東 梅芳君
3 番 土手 正喜君	4 番 平野 和生君
5 番 荒川 政義君	6 番 浜戸 信充君
7 番 杉山 藤雄君	8 番 神岡 光人君
9 番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2 名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	岡村 春雄君
産業建設部長	斉藤 正明君	健康福祉部長	椎木 千明君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	山本 定雪君
大島総合支所長	嶋元 則昭君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	末永 健寿君		
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	中野 守雄君	財政課長	奈良元正昭君

午前9時30分開議

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

議長（新山 玄雄君） おはようございます。それでは、昨日16日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、報告第1号専決処分の報告について執行部の報告を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 報告第1号は、平成20年度三蒲漁港整備工事について繰越工事として本件工事と同一箇所で行っている、平成19年度三蒲漁港整備工事第2工区の請負業者と同一の業者が落札をいたしました。諸経費の調整を行ったものでございます。

その結果、請負金額を現契約の1億920万円から325万5,000円を減額した1億594万5,000円とする請負変更契約を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、規定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものでございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

・

日程第2．認定第1号

日程第3．認定第2号

日程第4．認定第3号

日程第5．認定第4号

日程第6．認定第5号

日程第7．認定第6号

日程第8．認定第7号

日程第9．認定第8号

日程第10．認定第9号

日程第11．認定第10号

日程第12．議案第10号

日程第13．議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第2、認定第1号平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、議案第11号周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定についてまでの12議案を一括上程し、これを議題とします。

9月4日の本会議において、所管の常任委員会において分割付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、12議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。伊藤総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） おはようございます。では、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月8日、委員8名の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号及び認定第9号については認定すべきものと、議案第10号、第11号については可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました、順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号「平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算」について、教育委員会関係では総務課、学校教育課においてスクールカウンセラーの配置状況等に関し、どういった人がカウンセラーとなっているのか。また活動実績について、緊急時の対応についての質問に対し、主として、臨床心理士の資格所持者が各中学校を定期的に訪問を行っている。活動実績としては、4名が年間10回から40回の相談業務を行っており、緊急時には状況に応じ対策を講じている。

大切なのは、校内にいかにかに話せる人がいるかということであると考えている。との答弁でありました。

次に、スクールガードリーダーはどういった人がなっているのかとの質問に、警察OBの方であり、各学校での講習会等、講師もお願いしており、子供を守るための日常生活上のいろいろな知恵を教わっている。との答弁でありました。

続きまして、社会教育課関係では、文化財の保護、保存について、貴重な資料であり、また寄贈者に対しても責任があると思う。少額の予算で保存ができるのか。どのように考えているのか。との質問に対し、現在公開している資料館は久賀の歴史民俗資料館のみで、他の3館は休館しており、入館申込時に開館するといった状況である。展示品については保存状況は良好と思われるが、他の資料は収蔵庫に保存しているが、その状態が良好ではないので、保存方法を検討中である。との答弁でありました。

また、各種団体の通帳管理状況についての質問に対して、役場の支出方法と同様にし、月末には月ごとの監査を通帳ごとに行っている。通帳管理は、スポーツ関係が9件、社会教育関係が1件あり、単年度決算として、年度末に精算する。との答弁でありました。

このほか、デマンド管理装置について、成人式のあり方についての発言、要望がありました。

次に、総務課関係では、自治会防災訓練補助金は、1回のみでの交付なのか、立ち上げに対する補助であるなら名称を変更すべきである。訓練経費は、自治会支出であり何らかの補助を検討してほしい。との質問に、この補助金の趣旨は、自主防災組織の立ち上げに対する補助金なので、1組織に対して1回の交付を限度としている。要望の件は検討したい。との答弁でありました。

防災ダム等の浚渫を消防団員が毎年やっているところがある。災害の予防に関することになるが、出動手当の支出はできないのか。消防団員の出勤範囲に制限はあるのか。との質問に対して、消防団員の出勤は、基本的には火災等の災害発生時です。各分団長からの出勤報告書に基づいて出動手当を支出している。との答弁がありました。

耐震診断について、実際に改修までいたった住宅はどのくらいあるのか。また、地域の経済活性化のために耐震診断を実施した住宅の結果等の情報を公開することはできないか。との質問に対し、20年度から耐震改修に対しての補助金を5戸予算計上しているが、現在のところ3戸の申請が出ている。平成17年度から3年間で180戸の耐震診断をしているが、そのうち10戸くらいは自主的に改修をしている。個人情報公表することは、難しいと思うとの答弁でありました。

そのほか、消防用ホース等の交換整備について、避難誘導標識の整備について等の要望発言がありました。

政策企画課関係では、特に質疑はありませんでした。

総合支所関係では、総務課関係での質疑でも持ち出された「自治会防災訓練補助金」では、対応できない自主防災組織が行う訓練に対して、総合支所での補助金として支出できないか。何らかの対応をお願いしたい。との質問に対して、支所が交付する、小規模施設整備事業補助金については、交付規則の規定にこうした訓練はメニューに該当しないため、交付対象にはならないと思われる。他の方法でできるかどうか検討させてほしい。との答弁でありました。

税務課関係では、特別土地保有税に関して、収納額が、18、19年度と2年間続けて、ゼロとなっているその理由と、滞納の内容についての質問に対して、特別土地保有税の19年度末の未収額は、11社で766万2,300円である。また、17年度においては、ある1社の46万円の納付実績となっているものの、ほとんどが、倒産状態となっており、その後は未納となっている。

なお、特別土地保有税については、平成15年度以降、新たな課税は発生しておらず、課税停止となっているところである。との答弁がありました。

財政課関係では、特に質疑は、ありませんでした。

契約監理課、会計課、議会事務局に関しても特に、質疑はありませんでした。

以上が、認定第1号「平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算」についての主なものであります。

次に、認定第9号「平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算」では、浮島航路の公衆便所清掃管理の中に、浮島地区分が予算化されてないが、婦人会が順番で清掃を行っている。来年度からでよいが検討していただきたい。との要望に対して、検討する。との答弁でありました。

また、日前港の駐車場の整備について、廃校となる中学校のグラウンドを駐車場用地に整備してほしいとの要望に対して、所管がまたがっているのので、ここですぐには、回答できかねる。検討させてほしい。との答弁でありました。

そのほか、船客障害賠償保険責任保険についての発言がありました。

次に、議案第10号「周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の制定について」は、特に質疑はありませんでした。

最後に、議案第11号「周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定について」は、基金の予算額について、また、体育協会関係の支出予定はいくらかとの質問に対し、基金の額は、約7,000万円。体育協会への支出予定は、ビーチバレー大会へ63万円、駅伝大会へ94万円、ロードレース大会へ308万円、少年サッカー大会へ119万円を基金を取り崩し、体育協会を通じてそれぞれの実行委員会へ支出する予定である。との答弁がありました。

以上が、本委員会に付託されました、議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1件はですね、いわゆる今、委員長報告を聞いておりますと、いわゆる通帳管理の部分の報告がありました。それで、通帳管理がですね、意外と出納閉鎖期までにきちんとされているという中身なら、実際的にはいわゆる横領という事件は発生しなかったのではないかと。いわゆる出納閉鎖の考え方があいまいだからこそ、実際的には事件が起こったのではないかと。というふうに、私は当時、議論しました。

その中で、実際的に今の報告で言えば、事故を起こしたいわゆる個人の責任もあるしその体制の問題もあるというふうに考えているんです。その部分が報告でふれられてないんですが、その点での質疑、答弁のまま今の報告のままかどうなのかという点がですね、非常にあいまいにしたらいけん、今後のためにというふうに思います。その点で質疑をしてみたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 伊藤文教委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） その件については、責任問題については特に質疑ありませんでした。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 本人の責任問題と別個にですね、いわゆる事件が、事件、事件が起こった背景として通帳管理のあり方に問題があったというのが議会、私たちの主張なんです。私の主張なんです。その部分が明確にやっぱりふれられとかなと、実際には正されんのではないかなというふうな、私は気がしております。

その面です、例えば、執行部に議員さんが質問しました。で、議会議員の質問に対して執行部が答弁されるわけですが、その辺です、背景というか、その大きな原因として出納閉鎖をあいまいにしちゃったと。で、年度末をゼロにする方法をとっていなかったというのが問題だったわけよね。

実際、ゼロじゃったんですか。いわゆる今回、事件等が明らかになった背景です、ゼロだったら事故は起こってないんじゃないかというふうに思いますが、その点、ちょっと確認しておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 伊藤総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） それに対する質疑はございませんでしたということです。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう3回目になりますので指摘しておきたいと思いますが、やっぱり私たちは決算認定に当たって何がポイントかといったら、やはり実際的には19年度の決算の中に事故があったのかなかったのか、実際的にはそういう運用があったのかなかったのか、ましては職員がですね、首になるような状況があったとすれば、議員としてもすぐ受けとめんにゃいけんわけですよ。

その点でですね、実際に問題がある。確かに改善については、それ私はおらんかったかもわかりませんが、ふれられたというふうに思いますが、実際的にはそこがあいまいだったために、いわゆるこの事件につながったと、これが背景なんです。

ですから、その辺をきちんとしておればですね、決算ですから、いわゆる3月末、いわゆる19年度の決算ですから、それは当然ですね、中についてはですね、きちんと対応されたかどうかちゅうのは非常にあいまいな部分があるという点だけひとつ知っておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚原民生常任委員長。

民生常任委員長（魚原 満晴君） おはようございます。民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月9日、委員会全員の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分から認定第4号まで及び認定第10号について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、福祉課関係では、委員より「児童クラブ事業に対する補助金について」の質問に対し、執行部より「補助金は、国・県で3分の2の568万2,000円の補助があり、対象は、なかよし児童クラブ、ひまわり児童クラブ、明新児童クラブ、三蒲児童クラブ、久賀児童館の5クラブである」との答弁でした。

「児童クラブ充実強化事業に対する補助金について」の質問に対し、執行部より「補助金は、

県、町各2分の1の70万円で、油田元気っ子クラブ、屋代児童クラブ、浄念寺保育園放課後児童育成学級の3クラブに補助している」との答弁でした。

「保育料は滞納したままの卒園者に対する請求について」の質問に対し、執行部より督促状を送付し請求はしている」との答弁でした。

「社会福祉総務費、扶助費の不用額について」の質問に対し、執行部より「不用額の844万4,000円は福祉医療費の残額である」との答弁でした。

「緊急通報装置システム、食の自立支援事業の件数の増減について」の質問に対し、執行部より「利用件数は両方とも減っている」との答弁でした。

「生きがい活動通所事業所及び活動内容について」の質問に対し、執行部より「事業所は油田苑、和田苑、山王苑、白寿苑、福寿苑、いこい苑の6事業所で要支援になる前の人及び特定高齢者を対象としている」との答弁でした。

「特定高齢者の認定は誰がするのか」の質問に対し、執行部より65歳以上を対象に基本健診時に医療機関で生活機能評価をしていただき、その評価によって認定の適否をする」との答弁でした。

「延長保育事業、地域活動事業を行った保育所について」の質問に対し、執行部より延長保育事業は、源空寺、久賀、西光寺、安正、安下庄の5保育園、地域活動保育事業は、源空寺、久賀、西光寺、安正、安下庄、宮ノ下、中、油宇の8保育園と3公立保育所」との答弁でした。

その他「指定管理について」、「保育料の軽減について」、「保育所職員の状況について」等の質問がなされました。

なお、「外郭団体の通帳があれば、その扱いについてきちんと対応していただきたい」との意見がありました。

健康増進課、税務課関係では、委員より「各種健康診査の個人負担金の引き上げについて」の質問に対し、執行部より「平成18年度から個別実施になったので、平成18年度に3,000円引き上げた」との答弁でした。

「一般検診で、4月1日に住所がない人は対象にならないと聞いているが」との質問に対し、執行部より「これは、平成20年度からの特定検診のことであり、4月1日に住所を有している方が対象で、前住所地で受診ができるので重複して受診する可能性を考慮する必要から、このような制度となっている」との答弁でした。

また、「転入した時点で、国保税は払わなければいけないのであるから、受診できるようにする必要があるのではないか」との質問に対し、執行部より「周辺自治体の状況を把握し、運営協議会で検討したい」との答弁でした。

「従来国保被保険者から後期高齢者と国保に別れた場合、以前より保険料が高くなったと聞く

が」との質問に対し、執行部より「後期高齢者広域連合の税率が国保より高いから軽減措置に該当した方は安くなっているが、そうでない方は高くなっている。1人世帯であれば、年収211万円までは全員安くなっている。しかし、2人世帯であれば153万円以上の方については高くなっている可能性がある」との答弁でした。

その他、「後期高齢者関係の収入について」、「後期高齢者医療制度の導入に伴う交付税措置について」等の質問がなされました。

国民健康保険事業特別会計では、「滞納処理の人員及び方法はどのようになっているのか」との質問に対し、執行部より「徴収対策班7名のうち、消し込み、督促、口座振替担当の女性2名を除いた5名で取り組んでおり、催告を年に3回、短期証等の判定委員会を2回程度行っている。また、平成20年9月からは県職員を併任して滞納額が30万円以上の滞納者を50人、さらに、それに続く50人をピックアップして滞納整理を実施するとともに法的措置を進める公平性を目指している」との答弁でした。

「一般会計からの繰入金のうち、単独分であるその他分はないのか」との質問に対し、執行部より「平成18年度は3,500万円あったが、19年度はない」との答弁でした。

「繰入金が予算額に対して900万円程度調定額が減っているが」との質問に対し、執行部より「一般会計繰入金のうち、職員給与費等繰入金と出産育児一時金等繰入金を実績により繰り入れたことによるもの」との答弁でした。

「国庫の療養給付費負担金を45%から35%に引き下げた地方自治体の影響分が保険料に影響を与えると考えられるが」との質問に対し、執行部より「この影響分については県が負担するようになっているので保険料への影響はないと思う」との答弁でした。

「しまとぴあの運営経費の財源はいくら入っているか」との質問に対し、執行部より「388万3,000円入っている。これは人件費と管理運営費に充当されている」との答弁でした。

「今年度から子育て支援や保健師をケアプラザに引き上げたが、しまとぴあを十分活用してほしい。使い方等について調査を」との質問に対し、執行部より「この施設の活用実態を調べてみたが、実際には公民館的使用方法が多いように思われる」との答弁でした。

なお、「保健と福祉の連携というスローガンもあり、もっとしまとぴあを活用するよう検討してほしい」、「平成18年度の税率改正で増税となり、加入者は負担がふえた。短期保険者証、資格者証の交付は抑える方向で対応していただきたい」との意見がありました。

その他「課税方式について」等の質問がありました。

老人保健事業特別会計につきましては、発言はありませんでした。

介護保険課関係では、委員より「社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業の対象は2法人ということであるが、利用者は何人か」との質問に対し、執行部より「4人」との答弁でした。

「温水プールの利用状況は建設当初の見込みと比較してどのようになっているのか」との質問に対し、執行部より「介護予防事業として実施している温水プール教室や温水プール指導事業の実績で把握しているが、介護予防事業以外の利用者を含めた全体の利用者は当初計画より少ないと思われる」との答弁でした。

「この実績であれば、指導員と監視員の2名をつけることもないのではないか」との質問に対し、執行部より「指導員は介護予防事業で、監視員は指定管理の中で対応している。参加者には大変喜ばれている。すぐに結果は出ないかもしれないが、介護予防の成果が出れば介護給付費の削減につながるので、これからも積極的に取り組んでいきたい」との答弁でした。

いろいろな機関と連携、協力して、介護予防としての利用者がもっとふえるよう取り組んでほしい」との意見がありました。

「1号被保険者の介護保険料の平均はいくらか」との質問に対し、執行部より「保険料は、本人や家族の所得などに応じて6段階に分かれており、基準額は、第4段階の年額4万8000円」との答弁でした。

「認定者に対するサービス利用者数の割合はどうなっているのか」との質問に対し、執行部より「平成18年度は、年度末の認定者数2,078人のうち居宅サービス利用者数は1,023人で49.2%、平成19年度は認定者数2,080人のうち居宅サービス利用者数は1,033人で49.7%である」との答弁でした。

なお、介護保険課に対しても「しまとびあスカイセンターの活用を検討してほしい」との意見がありました。

その他「介護給付費の主なサービスの利用者人数、件数について」等の質問がなされました。

公営企業局関係では、委員より「予算額に比べ決算額の増減や不用額について」の質問に対し、執行部より「3病院2老健については患者数及び利用者数が予定数より減少しており、予算額に比べ収入が減少している。費用については、全体で、給与費約4,069万9,000円、材料費約5,615万7,000円、経費約3,049万5,000円、減価償却費約18万4,000円、予備費687万1,000円で、合計1億3,981万3,578円の不用額となっている」との答弁でした。

「患者数の減少及び収入の減少について」の質問に対し、執行部より東和病院は外科医師退職により入院、外来とも患者数が減少、橘病院は入院では患者数及び診療単価の増に伴い増収となっているが、外来では患者数は減少している。大島病院の入院は内科医師退職により患者数が減少、外来では延患者数は減少したが診療単価の増加により増収となっている」との答弁でした。

「大島病院で60床しか利用していないのは医師数によるものか」との質問に対し、執行部より「医師と看護師によるもの」との答弁でした。

「東和病院の病床のうち、何パーセントが療養病床的な使用なのか、大島病院が完成したら療養病床に患者を移すのか、今後東和病院も療養病床に転換する考えはあるのか」との質問に対し、執行部より「入院患者については、療養病床と余り変わらない状況である。療養病床に転換することについては以前検討したことがあり、45床の2看護と一般病床41床で検討したが、病院長との協議で当面は現状で運営した方がよいと判断した。大島に療養病床が完成しても患者を移すことはないと考えている」との答弁でした。

「一般病床と療養病床では診療点数が異なると思うが、病院経営としてはどうなのか」との質問に対し、執行部より「現状では一般病床の方が有利と考えているが、今後、大島病院の療養病床の状況で検討したいと思っている」との答弁でした。

「大島郡の医師会との連携や話し合いをしっかりとっていただきたい」との意見に対し、執行部より「各病院長に連携についてはお願いしている。また、各医師にそのようにお願いもしている」との答弁でした。

その他「病院の健全経営について」、「東和病院の大浴場について」、橘病院の点滴について」等について意見、質問がなされました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。民生常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。中本建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（中本 博明君） おはようございます。建設環境常任委員会委員長報告、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月5日、委員7名全員出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第5号から認定第8号については、認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

す。

まず、上下水道課関係では、認定第1号一般会計については、特に質疑はありませんでした。

次の、認定第5号簡易水道事業特別会計について、委員より、契約水量のうち32%は使っていない。これをいかに有効に活用できるか、その辺のところを考えているかとの質問に対し、執行部より、簡易水道の自己水が約11%あるが、これを広域水道に切りかえることは制度的には可能だが、設備に多額の費用がかかる。現在、小松屋代の自己水については、県の方からも是正措置を求められており、広域水道の水に切りかえを、柳井広域水道企業団と検討をしている。その量は約1日500トン、年に18万トンになるとの答弁がありました。

また、関連して、委員より、今、浮島では、イワシ網で水がぜんぜん足らなくなって困っている状況との発言がありました。これに対して、執行部より、浮島地区の海底送水管事業について、水道事業でやるのがいいのか、漁村環境整備事業でやるのがいいのか、町としても種々検討をしているが、最低7億円から8億円以上かかる。町の一般財源が必要となってくるし、そうすれば、後年度の維持管理費のことも考えなければいけないので、現在、後年度の負担等を考慮して、どういった方法がいいのか検討している状況との答弁がありました。

また、32%というのは自己水だけではないのではないか。大島地区より人口が少ない東和地区が、責任水量が多いのはなぜかとの質問に対し、責任水量を決める当初の時点で、年間ピーク時を日当たり最大使用水量として決めている。例えば、お盆とか正月に2倍になるような地区があって、その積み上げで認可水量を決め、それを責任水量として、浄水場の規模を決めて整備を行う。各市町が当初に決めた責任水量で受水費を負担しているとの経緯の説明と答弁がありました。関連して、人口減に伴って用水量というのは年々落ちてきているはずで、ピーク時も落ちてきているのではないかとの質問に対し、人口減に伴い年間有収水量は落ちてきているが、ピーク時は余り変わらないとの答弁がありました。

また、13年4月に広域水道企業団ができてから7年経過して、いろいろ維持管理や修繕費が大島内にも出てきているが、広域水道企業団までに引いている水路やダムなどの減価償却は積み立てられているかとの質問に対し、当然、広域水道企業団は減価償却等にかかわるものについては全部積み立てなければいけないが、経営等非常に厳しい状況であり、基準どおりの償却に積み立てられない年度もあるとの答弁がありました。

認定第6号下水道事業特別会計については特に質疑はありませんでした。

認定第7号農業集落排水事業特別会計について、和田地区の計画人口1,640人で水洗化率40.6%、18年10月が供用開始ということだから、ことしの10月で2年だが、2年間で40.6%しか伸びなかったのかとの質問に対し、執行部より、水洗化率というのは、あくまでも地区人口に対する接続件数によるもので、例えば、こちらに住所が置いていないで接続してい

る人は40.6%に入っていない。海水浴場とか公共施設とか和田苑など大きな施設は、計画人口に入っているが、水洗化率には入っていないとの答弁がありました。

また、水洗化率が低い原因は何かとの質問に対し、ひとり住まいで、後継ぎのいない家などもあって、下水道接続は、少し猶予がほしいと言う方もおられる状況。3年をめどに、90%を超えるように努力したいとの答弁がありました。

次に、認定第8号漁業集落排水事業特別会計について、公共下水道と合併浄化槽の支払いにかなりの差があるが、仮に1世帯当たり3人家族として、公共下水道の場合はどのくらいかかるかとの質問に対し、基本使用料は、基本水量12トンで、2カ月で2,200円。合併浄化槽は、5人槽で年間管理費約5万6,000円。1人で12トンですから、2人家族あるいは3人家族になると、浄化槽管理費程度の年間下水使用料は必要になってくるとの答弁がありました。

さらに、委員より、合併浄化槽をつけている家庭からの苦情がかなりある。同じ町内に住んでいながら、今白石地区や久賀地区には公共下水がない。できるだけ差のないように検討してほしいとの要望がありました。

環境施設課関係では、特に質疑はありませんでした。

次に、生活衛生課関係では、委員より、町営住宅におけるペットの問題について、苦情等はないのか。また、ペットを飼うことを認めるか否かについて、認めないのであれば、ペットを飼っている入居者にペット禁止を言わなければいけないのではないかと意見があり、執行部より、ペットを飼っている入居者については、ある程度把握している。苦情は、昨年一部あったが、文書による指導を行い、室内で飼っているペットについては、全部を把握はしていない状況で、現在は、苦情が出た場合に文書等で指導を行っているとの説明がありました。

また、住民がごみのことについて生活衛生課あるいは環境施設課に電話をしたときに、電話をあちこちに回されるという苦情があるが、何とか一つにまとめる方法はないかとの質問に対し、町としては今後の組織、機構の改革の中で検討していきたいとの答弁がありました。

また、ごみボックスの設置について、どのような設置計画を立てているのかとの質問に対して、自治会の要望に応じて予算の範囲内で行っているとの答弁がありました。

収集場所については、個人の土地、空地、道路等使用していると思うが、個人の土地や道路にごみボックスのような構造物を設置してもよいのかとの質問に対し、土地の所有者、道路管理者の承諾が必要であるが、町は場所を決定する権利はないので、地域で場所を決定してもらっているとの答弁がありました。

次に、農林課関係では、成果報告書に記載してある農業の国、県補助金の事業実績について100%の執行かとの質問に対し、山口の多彩な園芸産地育成事業は、1人取りとめがあったため異なるが、ほかは100%であるとの答弁がありました。

また、町道と農道の関係について、農道から町道へ移管されたものがあるかとの質問に対し、該当なしとの答弁がありました。さらに、カラス、タヌキ、イノシシの捕獲頭数等について質問に対し、カラス361羽、タヌキ717頭、イノシシ156頭で、タヌキについては病気による自然死も多くあるとの答弁がありました。

次に、竹対策について、竹を減らすためには行政の補助が必要と思うが、行政としてどのような対策を考えているのかとの質問に対し、JAでは、タケノコの荷受目標を15トンから50トンへと大幅にふやしているし、町では、竹対策等を行う団体にチップシュレッダーを貸し出すなどの支援を行っているが、個人所有地ということがネックになって、具体的な対策は今のところない。竹をどうするかというより、農地を守るためにどうするかという視点で対策を講ずる必要があるとの答弁がありました。

さらに、イノシシの捕獲場所はどこか。捕獲成果が芳しくないが、現在はどのような捕獲方法か。有効な捕獲方法がほかにあるか。現在のイノシシの生息数はとの質問に対し、場所は、ほとんどが東和であり、捕獲方法については、獣道に仕掛けるくくりわなが中心で、箱わなは仕掛けてはいるが捕獲実績はなく、現在実施しているくくりわなによる捕獲方法がよいと思われる。また、生息数は不明との答弁がありました。

タヌキの捕獲者と捕獲したタヌキの処理方法、また、個人敷地内における狸の死骸処理を行政が対応できないかとの質問に対し、捕獲は猟友会へ委託しており、捕獲後の処理については埋設または焼却で、行政による個人敷地内の死骸処理については、事情によっては総合支所及び産業建設部で可能な範囲で対応はしたいとの答弁がありました。

次に、水産課関係では、漁港施設管理経費のうち、漁港清掃業務委託料についての質問に対し、対象漁港及び委託目的が漁港用地に設置されているトイレの清掃に対するものとの説明がありました。

また、地域が行う漁港用地清掃に対する燃料費等支援についての要望については、他の支出事例等を勘案して検討するとの答弁でありました。

また、負担金補助及び交付金では、全国漁港漁場協会への負担金を含む県漁港漁場協会負担金について、負担額も大きく、こうした協会等への負担金の見直せるところは見直していかなければいけないのではとの意見もありました。

次に、商工観光課関係では、星野哲郎記念館屋外ステージ使用料について、これは何回分かとの質問があり、7時間で1回分との答弁がありました。また、星野哲郎記念館の入館者数について、来年度の見込みは厳しいと思うが、どのように考えているかとの質問に対し、本年度(20年度)の4月から8月末までの入り込み数は1万7,087名。現在も7月から9月末までの鳥羽一郎展を開催している。また、記念館内に星野劇場というのがメイン施設としてあるが

今のところ2本であるが、これについても本数をふやしていいと考えているとの答弁がありました。

これに関連して、鳥羽一郎などの企画展示もいいが、町民の楽しみでもあるのでプロの歌手も呼んでほしいという意見もありました。

ながうらスポーツ滞在型施設等の利用状況について、成果報告書の一覧表には減免している者も入っているのかとの質問に対し、入っているとの答弁がありました。

さらに、委員よりながうらスポーツ海浜スクエアにおいて、現在もテニス教室を開いているのかとの質問に対し、開いているとの答弁がありました。

また、星野記念館に芸能人とかプロの歌手が来館すると思うが、そのときに記念写真とか、色紙にサインとかをちょうだいして、それを披露して宣伝してはどうかとの意見もあり、星野記念館に芸能人等が来館したときは、御意見を参考に検討、実施したい。現在もプロ歌手が来館したときは、記念館受付に色紙等を準備し、サイン等をお願いしており、現在五、六枚は保管しているので、来年度は、展示する受け枠等の予算を計上していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、建設課関係では、町道山下浜木屋線の今後の改良予定についての質問があり、改良区間については、棕野小学校北側の町道までを予定しているが、その後については未定との答弁がありました。

県営事業（港湾事業）海岸侵食は工事の進捗状況が悪いが、その原因は何かとの質疑があり、予算措置が要求どおりにつかないのが原因との答弁でした。関連して、今後の予定、今年の工事等を地元で説明すべきと思う。県に確認をしてほしいとの要望がありました。

また、国道437号線改良について、昨年地元説明会を行っているが、その後、どうなっているのかとの質問があり、県より今月中に地元説明会を開催したい旨の連絡があった。方針としては、地元要望とおり仮設橋での工事施工を考えているようだとの答弁がありました。

その他、町でも昨年度ハザードマップを作成されたが、滋賀県の集中豪雨において、ハザードマップに記載されていない小さな河川での氾濫があった。町においても検討する必要があるのではないかと質疑があり、ハザードマップを担当しているのは、総務課消防防災班であるが、建設課も協議には参加しているとの答弁がありました。

以上が、本委員会に付託されました、議案に対する審査の内容であります。委員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決を賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、常任委員会の方にですね、傍聴に行かしてもらいました。

その中で、休憩中に委員長の許可の中で、いわゆる通帳問題について質疑を行いました。言いますのは、中身は先ほどと一緒です。いわゆる私たちはいわゆる年度途中に事故等があってはならないということで、出納閉鎖をきちんと守るということで指摘してきました。その中で、商工観光で1件あるとの答弁がありました。その他、私がいわゆるおれない時間がありましたので、例えば、全体として委員会にかかわる通帳の預かり件数等質疑ありましたか。ありませんか。議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。建設環境常任委員長、御苦労さまでございました。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。

認定第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、決算認定に当たっての討論、これは町民生活の実態を明らかにすることによって、次年度の予算にどのように反映する気があるのか。また、町民の皆様方の生活実態が厳しい、非常に厳しい状況での原因、これはどこにあるのか。これらを明らかにする角度から議会の中で討論を行ってきました。

平成19年度の予算執行、これは合併して3年目であります。サービスは高い方に合わせ、そして負担は低い方に合わせるという形の中で合併が進みました。そして3年が経過しました。しかし、私は年度ごとにこの討論を通じて、また一般質問を通じて行ったわけですが、実際的には町民の暮らし、福祉、特に負担の方は17、18、19と雪だるま式に負担がふえる、このように指摘してきましたが、まさに町民の負担はその状況であります。中身は町税、国民健康保険税、介護保険料、各種使用料、これらの負担増、また民生関係の町民の皆さんに対するサービスの低下、これでは一体町民にとって4年前の合併はどうだったのかということになります。

さて、私は、次に、常々指摘してきましたが、地方自治体の役割、あり方はどうなのか、この点で討論を行います。

国の影響を受けること、これはまぎれもない事実であります。国が絞っていく、いわゆる地方自治体に対する支出を抑える、これでは地方がなかなか豊かになりません。自由に使える財源、これが19年度においては2億7,000万円カットされました。これで果たして地元の中小業者の皆さん、そしてまた年金生活者、そしてまた農業者、漁業者、これが本当に豊かになるでしょうか。

私はここを改めないと、結局は周防大島町は元気にならない、この指摘をしてまいりました。

今、町の中を歩いてみますと、町民の皆さん方から夕張のようになるよしましという言葉が聞きます。しかし、皆さん、これは大きな誤解から成り立った言葉なんです。この点を指摘したい

というふうに思います。中身は町の執行部の説明が不足していること、また、町の執行部の一部の中に悪乗り部分がある、このように考えますし、また職員に対する対応、いわゆる予算編成時期のまずさ、これが累積されてそのまま残っているというふうに考えます。

次に財政調整基金についてふれます。

財政調整基金が18年度、約1億円増、そして19年度が8,770万円余りの増加、これは、これでは身近な環境整備、また福祉の増進や、未来を担う子供たち、これに対する予算執行は不十分にならないを得ない、私は財政調整基金そのものは否定しませんが、やはり年度途中で十分予算で答えていく、この方向が私は必要ではないかというふうに思います。

また、財政調整基金の残高、これを見ましても柳井市より多い、数億円多いという状況であります。この点でも財政調整基金の見方、これをきっちり見る必要があるんじゃないでしょうか。

もう一点、次との関係でさらにふれたいというふうに思います。

地方分権、大事だと言ってさわいたのはわずか数年前です。小泉首相が行いました。その地方分権は皆さん、地方自治体にとってどういう役割を果たしたでしょうか。先ほど言ったように、地方で自由に使えるお金、これをカットする、毎年3万円平均でカットされたらですね、非常に大変であります。

また、2点目として、国が言うまま行って、例えば、不公平税制、これを正すことを放棄したり、国の税金の使い方、これを改める方向、これが今、全国の自治体で連携して行っていく必要がある、このように考えております。

例えば、具体的に述べます。国はお金がないからと言って地方自治体のお金をけずりました。しかし、実際的には国際協力の名前の中で全く必要のないインド洋での補給活動、また政党助成金などこれらをやめれば地方自治体に出すお金は十分あります。これはまぎれもない事実だというふうに思います。

また、国と地方の関係、この点では再編交付金の中身であります。19年度はこの中身をもっている行いました。しかし、考えてみていただきたいのは、周防大島町を含めての交付条件、これはまさに国の施策が円滑に実施されることに協力すれば自治体に支給するという内容です。これも途中の一般質問やまた討論で取り上げてきました。

こういうやり方はまさに近代民主主義とはとても言えない状況なんです。私はよく言うんですが、お上の言うことを聞かなければ結局は金をやらない、まさに江戸時代、江戸時代のやり方があります。お家取り壊しのやり方です。

私は、次に、国との関係で言えば、19年度は一般会計において後期高齢者の前段としてシステム開発等2,100万円支出されました。私は、これらを考えても、国の言うままやったら地方は大変な状況になる。これが私はここを改めなければ周防大島町の元気も出ないというふうに

考えております。

ぜひともこういう国の悪い方向も合わせて地方自治体として正していく、このことが大切であろうかというふうに思います。

以上、私がいろんな点で指定してきたことで前進部分、これは改めて評価しておりますが、それは別個として、反対討論としたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第1号平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号、討論はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 国保会計について討論を行います。

国保会計の厳しさ、これについては制度の誤りの中に起因するものが多いわけです。と言いますのは、先ほど委員長報告がふれたように、実際的にはかって医療費負担分、これを45%、いわゆる国が負担しておりました。それを35%に引き下げて、その中身を実は地方自治体と国保加入者にいわゆる覆いかぶした。委員長の報告では、県を通じて出していると言いますが、実際的には十分出した状況ではない、これが私の基本的考え方です。

また、医療費が高いからしょうがないんじゃないかという議論があります。この点では、やはり世界の水準、OECDで各国の水準から見て日本における医療費は多いのかどうなのか、これも比較してみる必要があるというふうに考えております。

OECDで調べてみますと、いわゆるGDPで占める状況、実はいわゆる医療費はそれほど大きくなく22番目という状況であります。

実際的にですね、日本の中だけ見たら医療費は大きい大きいという宣伝がされます。しかし、お金の使い方だというふうに考えております。ぜひ一つは医療費が多いのではなしに制度の中の矛盾があるという点を明らかにすることと、こういうふうに国民の負担、これが多い中でですね、

実は18年度以降ですね、国民健康保険税がですね、1世帯当たり2万円引き上げられてですね、この影響がすごい大きいということを改めて、いわゆる明らかにしておきたいというふうに思います。

1世帯当たり2万円、年間引き上げたらこれたまったもんじゃないんです。払いたくても払えない状況、いわゆるなります。こういうやり方だし、さっき残念ながら19年度は実際的には一般会計からの独自の繰り出しはゼロということでありましたが、やはりこれは政策として国民健康保険税をどう値上げしないために頑張るのか、町はこの点も非常に大事な活動だという点をですね、指摘して反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。認定第3号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。認定第4号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。認定第5号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。認定第6号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。認定第7号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定すること

に決定いたしました。

認定第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。認定第8号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。認定第9号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第10号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 委員会で賛成の立場から挙手しましたので討論したいというふうに思います。

19年度のいわゆる事業、これはいわゆる損益計算書で言いますと、総収入が42億1,886万円余り、そして基本的には総費用、これが42億7,796万円余りで、実際的には5,910万3,000円余りの実は赤字を出しております。

御承知のように、赤字、黒字の議論をしたら、地方の病院、とりわけ公立病院はつぶれてしまうという特徴を持っております。異常格差を起こさないために実は制度として起債償還の際の国庫に対する、起債償還に対する交付税措置、そしてまた赤字病院補てん分に対するいわゆる特交及び普通交付税、これがあります。皆さん、これがなくして、地方の、例えば、大島病院で言えば、大島地区で言えば、周防大島町で言えば3病院に老人保健施設、これは維持できない、これ当り前のことなんです。

ただ、ここで言っておきたいのは、病院として経営する場合に、累積債務は起こさない、いわ

ゆる単年度処理するという方法が大事だというふうに思います。

その点では、今、周防大島町公営企業局が行っているいわゆる単年度処理、その年度ごとに処理する、多いところ、県内でも多いところでは60億円ぐらいの累積債務があります。これは大変な状況なんです。こういうことになったら、今、国は一気に目を光らせてきます。これがないのが一つの利点であります。

それともう一点、いわゆる周防大島町にどれだけのベッド数が必要かということでもあります。実際に、将来の人口増加を考えると、ベッド数が多いという議論があります。しかし、実際に考えてみたら、今の99床の維持、そして130の東和病院のベッド数、そしてまた橘病院のベッド数、これを維持していかなければいけないし、やすらぎ苑、さざなみ苑、このベッド数も当然維持していかなければなりません。2つの施設で130ベッドです。これはやはり実際的には残していかなければならないというふうに考えております。

特に、今、国は社会的入院ということで批判し、点数を下げております。こういうことを起こしたら、全く機能しなくなる可能性も出てくるということでもあります。ぜひ今後ともきちんとした経営、そしてまたいろんな弱点も途中ありました。しかし、全体としては企業局運営においては、まともな運営をされたという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上で、賛成の立場から討論いたします。

議長（新山 玄雄君） 御静粛に。次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第10号討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例制定についてであります。

私は一般質問でも取り上げてきたように、また委員会でも取り上げてきたように、この妊婦一般検診の町単独、これで回数をふやす、このことは否定するものではありません。当然でありま

す。しかし、再編交付金、再編交付金をです、えさにして将来の逸脱な、複雑な動向が起こる可能性が大きい、この点を無視して再編交付金に頼っては私はだめだという立場であります。その立場から反対しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 私は、再編計画には反対をしてきました。したがって、交付金についてももらうべきではないという立場をこれからもとっていきたいと思いますので、原資であります再編交付金を原資に、基金を積み立てるということには反対の立場で討論をしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例制定について、委員長の報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、討論はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 議案第11号もです、議案第10号と同じように、原資が再編交付金でありますので反対をいたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、再編交付金っていったい何なのだという立場をです、皆さんにわかっていただくために議論したい、反対の立場から討論したいというふうに思います。

私は、3年前の6月議会の中で、岩国基地の拡大強化はだめだという立場から、議員の皆さん方の理解を得て決議を採択しました。それ以降、一貫して実は空母艦載機問題に取り組んできました。ぜひとも考えていただきたいのは、こういう国のやり方、果たして妥当かどうかというこ

となんです。地方自治体は確かに財政は厳しいです。しかし、こういう国のやり方、例えば、言うことを聞けばお金をやります。言うことを聞かなければお金をやりません。ましてや約束したことまで破る。こういう国の無法を許したらですね、地方自治体は結局は声が上げられなくなる、国に対してまともな意見が上げられなくなる、これが再編交付金の中身なんです。

私は少なくとも周防大島町、今後とも再編交付金に頼らぬまちづくりがですね、非常に大事だというふうに思います。特に、これからさき、どのようになるかもわかりません。うるさくなるのは間違いありません。極東最大の基地になるわけです。そういうことを本当に許して、結局お金を受け取っていいのでしょうか。私は少なくともですね、そういう再編交付金には私はもらわない、そしてその立場からまちづくりをしていく、この角度が必要です。

もう一つ、大事な点はですね、再編交付金を一方で出しながら先ほど言ったように、自由に使えるお金を切る、こういうやり方はですね、今後ともやらせたらいけない、こういう立場を明確にして反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第11号周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは休憩をいたします。11時まで休憩でございます。

午前10時49分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（新山 玄雄君） 時間が来ております。着席をお願いいたします。

それでは、再開をいたします。

日程第14．議案第1号

日程第15．議案第2号

日程第16．議案第3号

日程第17．議案第4号

日程第18．議案第5号

日程第19．議案第6号

日程第20．議案第7号

日程第21．議案第8号

日程第22．議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から日程第22、議案第9号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）までの9議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 反対の対場から討論したいというふうに思います。

今回の補正、これは4億8,306万7,000円余りであります。主なもの、いわゆる財源的なものは普通交付税2億3,500万円、それと繰越金2億9,992万円という状況であります。

この点です、歳出の中で私自身が要求してきた部分、例えば、各支所における工事費原材料小規模施設整備事業、これらの増額について評価します。また、上浜線懸案事項であります平成15年以降つくってきたいわゆる経過、また実際的に今回の補正でいわゆる舗装部分等については評価します。

しかし、今後大きな問題が発生する点、これは見過ごせないという立場であります。新たに明らかになったのが、年金加入者から後期高齢者医療制度同様に住民税を天引きするというやり方、これはですね、本来所得税は所得税、いわゆる所得に応じていわゆる支払います。しかし、住民税、天引きというのは自分たちの生活をどうするか、その中から支出すべきものであり、住民税までですね、年金から徴収するやり方、これは絶対将来ですね、新たな、今はまだ猶予がありますが、実際的に低い年金者まで実際的には徴収になる、こういう国のやり方はですね、絶対許されないというふうに考えます。

次に、米軍再編交付金について討論します。

今回、補正額は2,408万円余りあります。本来なら交付金の性格から言えばですね、大島の近くの岩国基地が極東最大の米軍基地になって、周防大島の皆さん方には大変御迷惑をおかけします。これを受け取ってください。これが本来の交付の考え方なんです。

しかし、そうっておりません。先ほどから何べんも言うように、国の政策に協力すれば支払

う。国の政策に従わなければ払わない、こういうやり方が果たしてよいのかどうなのか、やっぱり地方はそういう国のやり方、これを改めていかなければ地方はなかなか元気になりません。ぜひこれをですね、議員各位の皆さん方、御理解をいただいて、反対の立場を明確にさせていただきたい、このように考えます。

以上で討論を終わります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第3号平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第4号平成20年度周防大島町介護保険事業特別会

計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第6号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第7号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第8号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第9号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23・議案第19号

議長（新山 玄雄君） 日程第23、議案第19号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第19号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に180万円を追加し、予算の総額を142億8,459万7,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

7ページをお開き願います。歳入では17款繰入金において財政調整基金を180万円取り崩すこととしております。

続いて、8ページの歳出について御説明いたします。12款諸支出金におきまして、議案第20号でお諮りいたします簡易水道事業特別会計補正予算に伴い、繰出金を180万円追加するものであります。

以上が平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは、次の議案にも入るわけなんですけど、結局は簡易水道特別会計への繰り出しは、いわゆる浮島への水道対策ということにとらえておるんですけど、実際にここで聞いておってもいいんですけど、どのぐらいの回数、いわゆる輸送しようとするのか、180万円部分。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今、広田議員さん質問の中でありました、次の議案とも関連しますが、昨日の一般質問と申しますか、でもお答えしましたが、回数的には今回の補正は90日間

を予定しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第19号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24・議案第20号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第20号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは、私から議案第20号についての補足説明をさせていただきます。

議案第20号だけが別冊のつづりになっておりますが、そちらをお開きいただきたいと思います。

まず、別冊つづりの方の補正予算つづりの1ページをお願いいたします。今回の補正は既定の歳入歳出予算に180万円と追加し、予算の総額を9億9,362万9,000円とするものでございます。その概要につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。歳入の3款繰入金におきまして一般会計から180万円を繰り入れての財源調整でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。歳出の1款簡易水道費、2項事業費、1目維持管理費につきましては、浮島地区の簡易水道について緊急濁水対策経費といたしまして飲料水の搬送事業に係る経費180万円の計上でございます。

以上、議案第20号についての補足説明とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） お聞きしますが、先ほど90日分という答弁でしたが、それでは

1日が何往復なのか、それと1回がですね、何トン運べるのか、その2つをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほど、約90日分ということで、要するにこれを逆算いたします。189で90で割りますと約1日当たり2万円ということになります。1日約2往復程度予定しております。

で、トン数については、1往復で大体3トンから4トン、日量6トンから8トンの輸送を計画しているところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第20号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25．発議第1号

日程第26．発議第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第25、発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正についてと、日程第26、発議第2号周防大島町議会委員会条例の一部改正についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正について、発議第2号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、それでは発議第1号、2号につきまして、提案の理由を申し上げます。

まず、本件の提出時期についてふれておきたいと思いますが、本町議会の議員定数はこのたびの改選時から20名となります。今回、提出いたしましたのは、11月の改選後の20名の新たな議員さんによる運営の規定であります。

20名による議会運営が行われるよう、会議規則、委員会条例について見直しを行ったもので

ありますが、今回行わない場合、初議会時に改正を行う必要が生じます。議会運営上大変であることと改正の中身は議員定数の変更に伴って団体意思決定の人数要件12分の1により必然と変わってくることにかんがみ、期間、意思決定の人数要件も同等程度で、会議規則に規定するものであることから、前任者である我々議員により整備しておくことがベターであると判断いたしましたものであります。

それでは、第1号の会議規則の改正についてであります。人的要件について26名から20名への削減率をそのまま所定の人数要件に乗じて得た数に引き下げたものでございます。

また、今回の地方自治法の改正により、法第100条第12項には、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができるの規定が新たに設けられたことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。改正規定分については、お示ししてあるとおりであります。

次に、第2号の委員会条例の改正であります。さきに述べましたように、20名に相応し、議会運営が行えるよう、会議規則の改正に合わせ人的要件について20名への削減率を乗じて得た人数に人数要件を引き下げたものであります。

各常任委員会の人数については、総務文教常任委員会を10人から8人に、ほかの民生及び建設環境委員会の人数を8人から6人へと減じた人数としたものであります。

また、議会運営委員会の人数を9人から6人に、さらに資格審査及び懲罰にかかわる特別委員会の人数を8人から6人に変更するものであります。

議員各位の全員の御賛同をお願いし、提案の理由説明といたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

発議第2号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決を行います。発議第1号、討論はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、議会運営委員長が述べられた客観性、いわゆる客観性はあるということは当然であります。いわゆる定数が減ることによって、いわゆる各委員会の構成は変わってきますよということなんです。

で、実際的に私は、定数条例そのものについて私は論議してきました。言いますのは、実際的に今の議員定数が20に下げるときに、本当にそれが正しいのかどうなのかという点で議論しま

した。それで、住民の皆さん方と議論したときに、確かに言われるのは、議員の質の問題であると言われます。しかし、考えてみていただきたいのは、議員の質の問題と定数の問題は私は結びつけてはいけないというふうに考えます。

その点から、やはり私は委員会条例、客観的には定数が少なくなって、実際的には各委員会における委員構成は少なくなります、そのものに反対してきた以上、同意できないという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより挙手による採決を行います。発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより挙手による採決を行います。発議第2号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第27・発議第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第27、発議第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。伊藤議員。

議員（10番 伊藤 秀行君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。

魚原議員、中本議員の賛成を得て提出いたしました新たな過疎対策法の制定に関する意見書案について、提案の理由を申し上げ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

過疎対策法にかかわる多くが該当する本町にとって、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法の制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を見、また恩恵も受けてきたところであります。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、島が島を抱える広範な行政施策を展開していかなければならない本町にとっては極めて深刻な状況でもあります。

過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食糧の供給、水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的、公共的機能になっています。

過疎地域は都会の人々の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することになりますが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であります。

これらをかんがみ、政府、国会に対して新たな過疎対策法の制定を強く要望するために意見書を提出しようとするものであります。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより挙手による採決を行います。発議第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、原案のとおり採決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採決されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

日程第28．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第28、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第29．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第29、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し入れが2件提出されましたので、お手元に配布いたしております。2件について順次お諮りいたします。

まず、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書について、申し入れのとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に今までも請願の議論についてぜひ積極的な議論でその請願された皆さん方に答えを返していただきたいということを言ってきました。それで、実質的に今回、そのまんま委員会付託になるということになれば、実質的には議論はこれで終わりの可能性が非常に強いと危惧しております。

やはり、私は出された請願、陳情等については、そのときどきしっかり議論してしっかり町民に返す、また請願者に返す、このことが私は非常に大事な視点だというふうに考えております。

私はこういうやり方であったなら、今後とも請願そのものが軽んじられる、危機、本当に可能性が強くなるというふうに考えております。

この点から、やはりきちんとした回答を出すことを求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 異議がありますので、挙手によります採決を行います。委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、委員長からの申し入れのとおり、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書について、申し入れのとおり

り、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 中身はいわゆる実際的には上関原子力発電所の建設の促進を求める陳情書、陳情書です、これは。出されております。実際的に、前にも言いましたけど、陳情書と請願、議員が、紹介議員がついてやる部分は重さが違うというふうに思います。例え陳情であっても委員会で議論したなら委員会で一定の結論を出すのが私は筋だという点を明らかにしたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 異議がありますので、挙手による採決を行います。委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、委員長からの申し入れのとおり、陳情要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成20年第3回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時31分閉会

議長（新山 玄雄君） どうもありがとうございました。これが最後の議会でございますので、町長さんから一言、皆さんにご挨拶がございます。

町長（中本 富夫君） 16年の10月に4町が合併をいたしまして周防大島町が誕生したわけでございます。その初代町長として浅学非才でありました私を選任をしていただきまして4年が経過したわけでございます。

その間、旧町からの申し送り事業もすべて完了することができました。議員各位の大変な御支援によりましてこれがめでたく完成をしたわけでございます。

さらに加えますは、大変こう健全な財政を心がけておったわけでございますが、19年度の先般決算を御認定いただきましたけれども、黒字で推移するようになったわけでございます。

したがいまして、周防大島町もこれでいよいよ再出発のスタートラインに立ったと言えるというふうに思っております。

ちょうど時あたかも私、11月の13日で退任をいたしますけれども、委員の皆さん方におか

れましてもこれから新たな選択をされるわけですが、やはり周防大島町を皆さん方の手によって盛り上げていただきたいというふうに思っております。

私の後任もどなたになるかわかりませんが、恐らく健全財政になりつつありますので、この周防大島町、新たな道、新たな発展の道に導いてくれるものと確信をしております。

議会の皆さん方と車の両輪になりながら、周防大島町、発展をさせていただきたいというふうに思っております。

どうも長い間、ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） どうもありがとうございました。私から一言お礼を申し上げます。

議員の皆様、本当に4年間御苦労さまでございました。皆様の御奮闘に心から敬意を表します。つたない議長でございました。皆様の御指導をいただいて、何とか務めることができました。心から御礼を申し上げます。

皆様とともに過ごしたこの4年間は私にとりましても終生の誇りであります。これから新しい選択ということになります。立候補される方々の御奮闘を心よりお祈り申し上げます。

心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 小田 貞利

署名議員 尾元 武